

入退会規程

(目的)

第1条 本県情報産業の健全な発展をはかるため、公益社団法人沖縄県情報産業協会（以下「本会」という。）の目的に賛同するものに対しては、広く本会の活動へ参加願うことを基本とし、本会への入退会にあたっての基本的な事項を定めるものとする。

(入会基準)

第2条 本会の会員入会基準は、次のとおりとする。

- (1)本会の目的に賛同し、本会の事業に積極的に協力するものであること。
- (2)健全な経営または運営を行っていること。
- (3)不公正な競争を行う等業界秩序を混乱させる等の行為を行っていないこと。
- (4)脱税等社会的な信用を失墜させる行為を行っていないこと。

(入会申し込み)

第3条 本会の正会員または賛助会員として入会を希望するものは、あらかじめ、自ら前条の入会基準をみだしていることを確認した上、個人の場合は別紙様式1の入会申込書を、法人および団体の場合は別紙様式1の入会申込書ならびに別紙様式2の会社概要を記入し会社案内等を添えて、本会事務局へ提出する。

(入会承認)

第4条 本会事務局は、前条の申込があった場合、速やかに入会申込概要書を作成し定款第37条により理事会の承認の決議を得るものとする。
定款第38条により承認の決議を得た場合、直後の理事会に報告するものとする。

(入会通知)

第5条 理事会の承認を得た後、入会希望者に入会が承認された旨通知するとともに、入会金および会費の請求を行う。

(退会)

第6条 本会を退会しようとするときは、別紙様式3の退会届を記入し、本会に退会を届け出て、本会がこれを受理し退会処理を完了したときに退会となる。
既に納付した入会金、会費その他の拠出金は返還しない。

(その他)

第7条 この規程の改正については、理事会の承認を得なければならない。

附則

平成24年11月26日制定

この規程は、平成25年4月1日から施行する。